

平成 20 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役会長兼社長 高寺 茂寛
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 専務取締役 秦 範男
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

継続企業の前提に関する事項の注記についてのお知らせ

平成 20 年 9 月 26 日(過年度決算短信等の修正に関するお知らせ)においてお知らせしましたとおり、当社平成 20 年 3 月期決算短信及び有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項について下記のとおり注記することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

平成20年3月期 財務諸表

当社は、有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載のとおり、複数の商品取引において、売上の早期計上が行なわれていたこと及び損失の計上漏れが認識されました。これらの取引について適正時期の売上に訂正いたしましたので、平成20年3月期における当社の財務諸表は、売上高は3,522,304千円に減少し、営業損失2,263千円及び当期純損失97,074千円を計上することになりました。

また、平成21年3月期第1四半期報告書を期日までに提出できなかったため、平成20年9月5日に株式会社ジャスダック証券取引所の監理ポストに割当てられました。

これらの状況下、取引金融機関の対応は、借入金のロールオーバーまたは約束手形の割引実行に関し、一時保留の態度を表明したり、あるいは何も表明されないなど金融機関によって様々であり、今後の資金繰りに重大な影響を与える可能性があります。

これらの状況は継続企業の前提に疑義を抱かせる事象または状況に該当いたします。当社はこれらの事象または状況を解消すべく以下のとおり諸施策を実施いたします。

- ・ 経営トップのコンプライアンス教育の実施

今回発覚した不適切な会計処理を永続的に再発させないため、代表取締役を含む取締役と従業員が一体となってコンプライアンスの遵守を徹底させなければなりません。そのため

には、最初に取締役、監査役を対象としたコンプライアンス教育を実施し、経営トップの意識改革をいたします。

- ・ 売上計上基準の明確化と運用の厳格化

今回の不適切な会計処理の再発防止のため、国内向け、輸出向け、その他の特約顧客向けなど、個別請負契約に相応して適応できる取引種類別の明確な売上計上基準を設けることにいたします。

- ・ 販売契約時における検収条件の明文化

販売契約段階において、顧客と契約内容について相互の十分な合意が行なわれないまま契約を締結してしまうと、取引対象である機械等の仕様、性能、品質、納入期日および検収条件が後日決定されることになり、そのことが結果として顧客からの信用を失墜させ、当社にとっても売上の訂正や利益喪失を招くことの原因ともなりますので、原則として契約の全容を明文化したのち販売契約を締結することにいたします。

- ・ 内部監査人の選任

当社では、現在内部監査室を設置しておらず、また内部監査人も不在ですが、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンス強化に向け内部監査人を選任して、取締役の業務執行をはじめとする当社全体の業務執行状況、コーポレートガバナンスの状況、コンプライアンスの遵守状況などについて常にモニタリングし、必要に応じ関係者に指摘することにいたします。

- ・ 金融機関との信頼関係の維持と改善

現在の当社と各金融機関の揺らぎのない信頼関係を維持するためには、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの強化を図っていきます。

なお、当社は新商品の上市、海外市場への進出などにより売上高を増加させ、かつ、台湾などの海外生産の増加、設計上の工夫などにより製造コストを引下げて、収益向上を図ります。

また、平成20年9月以降においても取引金融機関からの融資継続をされる見込みであるため、当面資金繰りに支障はないものと判断しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

以上